

要 請 書

2022年8月23日

(株)中部電力 代表取締役社長 林 欣吾 様

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

連絡先:弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25

Tel : 0584-81-5105 Fax : 0584-74-8613

2014年7月24日付けの朝日新聞で、岐阜県警大垣警察署警備課警察官が、(株)中部電力のグループ企業である(株)シーテック（以下「シ社」とする）の社員を呼びつけ、当時シ社が大垣市上石津町と関ヶ原町の境の尾根に建設を予定していた風力発電施設に関連して、2013年8月7日から複数回にわたって「意見交換」なるものを行い、市民4名の個人情報をシ社に提供していたこと、大垣警察署警備課に煽られたシ社も、市民4名の個人情報及び弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所について積極的に情報収集を行い、その情報を「意見交換」の場で大垣署に提供してきたことが明るみに出ました。

今年2月21日、市民4名が起こした裁判の判決がありました。岐阜地裁は、シ社作成の「議事録」の信用性を認めた上で、大垣署警備課が行った情報提供行為は国家賠償法上違法であるとし、「悪質といわざるを得ない」と厳しく断罪して、各原告に55万円の損害賠償を命じました。また「意見交換」の場でやりとりされた情報につき「原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ…原告ら個人に関するプライバシー情報である」「このような思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること(憲法19条)を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いものと解するのが相当である」と判示しています。シ社は大垣署警察官の人権侵害に加担し、自らも市民のプライバシー情報を収集してしまいました。

このことに関する株主総会での質問に対して、貴社の取締役は「中部電力グループCSR宣言を遵守するようグループ企業を指導して参ります」と、まるで貴社はこの件に関係ないかのような回答を繰り返してきました。

ところが、市民4名が警察を相手どって起こした裁判の証言などで、実は貴社から出向した社員K氏が長となって2013年7月にシ社に新設した部署が翌月8月からの「意見交換」の窓口となったこと、大垣署警備課が「意見交換」を望んでいる旨をシ社に伝えたのは、中部電力岐阜支店だったことが明らかになりました。つま

り貴社自身が「意見交換」の場づくりに積極的に関わり、違法と断罪された「警察からの情報提供行為」に加担していたのでした。

公権力の違法行為（人権侵害）に積極的に加担したのみならず、株主総会でウソを重ねていたのです。

「中部電力グループ人権基本方針」では「中部電力グループ人権基本方針」の「世界人権宣言をはじめとした人権に関する国際規範を支持、尊重します」「人権侵害に加担しません」と謳っています。「中部電力グループ コンプライアンス基本方針」では「『コンプライアンスなくして信頼なし 信頼なくして発展なし』を旨に、コンプライアンスに則って行動する企業風土を醸成し、社会からの高い信頼と支持を得る『良き企業市民』を目指します」と謳っています。

これらに真っ向から反することを、貴社は行っていたのでした。恥ずべきことです。

上述のことを踏まえ、以下のことを要請します。

記

1. 大垣署警備課警察官との「意見交換」につき、岐阜地裁判決で摘示された事実と評価を受け入れ、真摯に反省し、関係者、特に「標的」とされた市民4名に謝罪すること。
市民4名の個人情報抹消すること。
2. 再び同様なことを繰り返さないよう、十分にこの問題の検証を行い、再発防止策を講じること。
3. 今後の企業活動において、「中部電力グループCSR宣言」の尊重と遵守を徹底すること。

以上